

仕様等に関する質問回答表

件名	防府市役所本庁舎で使用する電気	入 札 日	令和8年7月17日
----	-----------------	-------	-----------

質問内容	当該供給地点の供給管区を確認するため、下記についてご教示いただけますでしょうか。 ①当該供給地点を管轄する一般送配電事業者(旧一般電気事業者) ②請求書等に記載のある供給地点特定番号の先頭2桁
回答内容	①中国電力ネットワーク株式会社 ②07

質問内容	現在の契約電力が500kW以上で仕様書の契約電力と異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。(頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。)
回答内容	現在の契約電力は「872kw」であり、契約電力の決定については協議制を採用しています。実績表等の提出は可能ですが、必要な根拠資料については落札者と別途協議します。

質問内容	現在の契約電力と直近12か月分の最大需要電力を教えてください。最大需要電力の実績が現在の契約電力を超過している場合、最大値に合わせて契約電力の超過是正を行う予定はありますか。
回答内容	現在の契約電力は「872kw」です。 直近12か月分の最大需要電力については、 令和7年6月 521kw、7月 583kw、8月 557kw、9月 526kw、10月 446kw、11月 394kw、12月 574kw、令和8年1月 662kw、2月 617kw、3月 485kw、4月 329kw、5月 458kwとなります。

質問内容	契約電力が1 施設で500kW 以上(協議制)の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。また、その際契約単価の変更協議には応じていただけますでしょうか。
回答内容	了承します。 協議に応じることは可能です。
質問内容	供給開始後に最大需要電力が契約電力を超過した場合、一般送配電事業者の指示のもと、超過金の支払いではなく契約電力の超過是正をいたします。(超過是正については弊社で決定するものではなく、一般送配電事業者の指示のもと対応すべき事項です。)その際、契約単価の変更が生じますが問題ございませんでしょうか。
回答内容	問題ございません。
質問内容	予備電力のご契約はございますでしょうか。ある場合、予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。
回答内容	仕様書に記載のとおり、当施設の予備電力は予備線としております。

質問内容	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承くださいませでしょうか。また、弊社では料金算定期間の翌月末日を支払期日としております。ご了承くださいませでしょうか。
回答内容	支払い方法は振込です。 振込手数料及び支払い期日について了承します。
質問内容	①紙の請求書の発行は必要でしょうか。なお、請求書はWEB上のマイページにてご確認およびダウンロードいただけます。 ②発行が必要な場合、発行手数料(330円)はお客様負担をお願いしておりますがご了承くださいませでしょうか。
回答内容	①仕様書8. (3)に記載のとおり、請求書の提出方法は紙媒体とします。 ②発行手数料については、事業者様負担としてください。
質問内容	請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますがご了承くださいませでしょうか。
回答内容	了承します。

質問内容	現在の計量日をご教示ください。
------	-----------------

回答内容	計量日は毎月1日です。
------	-------------

質問内容	送電開始日と現在の計量日が相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。
------	---

回答内容	送電開始日は契約開始日の令和8年10月1日であり、計量日は1日としておりますので、同日となります。
------	---

質問内容	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。
------	---

回答内容	問題ありません。
------	----------

質問内容	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。(1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか)複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。
------	--

回答内容	1枚の請求書に対して複数から支払うということはありません。
------	-------------------------------

質問内容	請求時の基本料金の算定方法について、弊社では (基本料金単価×契約電力)＋力率割引・割増相当額により算定しております。 基本料金および力率割引については個別に計算しますが、力率割引の考え方は旧一般電気事業者の定義と同じです。例) 力率が100%の場合、基本料金を15%割引します。上記算定方法にてご了承いただけますでしょうか。
------	---

回答内容	基本料金の算定方法については、仕様書6に記載のとおり「基本料金＝契約電力×基本料金単価×力率割引率(185(%)－当該月の平均力率(%))」としてください。
------	--

質問内容	自動検針装置はついていますか。
------	-----------------

回答内容	自動検針装置については設置済みとなります。
------	-----------------------

質問内容	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。
回答内容	協議に応じることは可能です。 契約書は現時点の案のため、協議の結果、内容を変更する必要があると判断すれば変更の上、契約を締結します。 覚書の作成は原則としてしません。
質問内容	入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。 ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。 ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 ・1年間の総額(税込)より入札金額(税抜)を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。
回答内容	・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。 →総価の計算内訳書(税込み単価事業者)をご提出の場合は、お見込みのとおりです。 ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。 →基本料金単価及び電力量料金単価は小数点第2位までとし、小数点第3位を四捨五入としてください。 ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 →1円未満の端数を切り捨てた金額を記載ください。 ・1年間の総額(税込)より入札金額(税抜)を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。 →総価金額(L)は、1円未満の端数を切り捨てた金額を記載してください。
質問内容	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額(電源調達調整単価)を算出することは可能でしょうか。
回答内容	仕様書4「燃料費等調整単価」に記載のとおりとします。

質問内容	①弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。 ②ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。
回答内容	①燃料費等調整額の算定諸元については、契約締結日時点のものを適用する想定としております。 ②契約期間中に算定諸元に変更が生じた場合は、以降適用する算定諸元も含め、双方協議とさせていただきます。
質問内容	燃料費調整額が発生しない(請求を行わない)料金制度での応札、契約締結は可能ですか。
回答内容	不可とします。 料金の算定については、仕様書に記載のとおりとします。
質問内容	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。
回答内容	落札業者は開札日に決定いたします。落札決定後、準備が整い次第、全参加者へ落札決定のFAXを送付いたします。ホームページの公開時期については未定ですが、落札金額(税込)、入札参加業者、入札書記載金額(税抜の総価)を公開します。

質問内容	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金(燃料費等調整額がある場合はそれを含む)は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。
------	--

回答内容	問題ありません。
------	----------

質問内容	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者に支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承くださいませでしょうか。
------	--

回答内容	契約期間中に当該エリアの一般送配電事業者の託送料金の改定や損失率の変更が生じた場合は、以降適用する契約単価も含め、双方協議とします。
------	--

質問内容	計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。
------	--

回答内容	請求書及びマイページにて確認できる請求データでの確認で問題ありません。 了承します。
------	---

質問内容	契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。
回答内容	契約締結日は令和8年7月30日を予定しております。 提出日の延長について協議することは可能です。
質問内容	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんでしょうか。
回答内容	「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目が分かれず、合計値で「燃料費等調整額」と記載される形で問題ありません。 なお、燃料費等調整単価は当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める電気供給条件(高圧)に準じるものと同じくしてください。
質問内容	仕様書3(2)について、遠方のため現地での対応はできませんが、問題ないでしょうか。
回答内容	仕様書3(2)に記載のとおり、バックアップ供給ができる体制を構築してください。

質問内容	仕様書4及び6にございます「当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める電気供給条件」(中国電力ネットワーク株式会社)を、「当該地域を管轄する旧一般電気事業者／みなし小売電気事業者」(中国電力)と読み替えてよろしいでしょうか。
回答内容	問題ありません。
質問内容	仕様書6に「基本料金及び電力量料金は小数点第2位までとし、第3位を四捨五入とする」と記載されておりますが、弊社では小数点第3位を切り捨てとしております。上記の取扱いにてご承諾いただけますでしょうか。
回答内容	仕様書6のとおり、小数点第3位を四捨五入とします。
質問内容	保証金について、過去の契約実績において免除を希望する場合、必要な提出書類はありますでしょうか。必要な場合、いつ、どのような書類を提出すればよろしいでしょうか。
回答内容	入札説明書9. (3)に記載のとおり、「過去2年以内に国もしくは地方公共団体との契約を履行している」資料を提出していただくこととなりますが、詳細については落札者と別途協議します。

質問内容	市場連動プランでの応札は可能でしょうか。
回答内容	不可とします。